

小樽市共生型訪問型サービス(独自)サービスコード表 (小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱訪問型サービス費(2)の(1)指定居宅介護事業所が行う場合×100%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
A2	1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		1,176	1月につき		
A2	2121	訪問型独自サービス/211日割		1, 176単位	日割りの場合	39単位	39	1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービス/212		(2) 1週に2回程度の場合		2,349	1月につき		
A2	2221	訪問型独自サービス/212日割		2, 349単位	日割りの場合	77単位	77	1日につき	
A2	1331	訪問型独自サービス/213		(3) 1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき		
A2	2331	訪問型独自サービス/213日割		3, 727単位	日割りの場合	123単位	123	1日につき	
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき	
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割		日割りの場合		1単位減算	-1	1日につき	
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき	
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割		日割りの場合		1単位減算	-1	1日につき	
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213		(3) 1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき	
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割		日割りの場合		1単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算			
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ロ 初回加算			200単位加算	200		
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ/2	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100	1月につき	
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ/2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算/2	ニ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回限度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1)		所定単位数の221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (2)		所定単位数の208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (3)		所定単位数の200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (4)		所定単位数の187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (5)		所定単位数の184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (6)		所定単位数の163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (7)		所定単位数の163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (8)		所定単位数の158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (9)		所定単位数の142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (10)		所定単位数の139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (11)		所定単位数の121/1000 加算				
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (12)		所定単位数の118/1000 加算				
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (13)		所定単位数の100/1000 加算				
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (14)		所定単位数の 76/1000 加算				
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 63/1000 加算			
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 42/1000 加算			
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000 加算			

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員等処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」、「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 ※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで使用するサービスコードのため、サービスコードは共通となります

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

小樽市共生型訪問型サービス(独自)サービスコード表 (小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱訪問型サービス費(2)の(2)指定居宅介護事業所が行う場合×70%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
A2	1131	訪問型独自サービス/311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1176単位 × 70% = 823単位	823	1月につき	
A2	2131	訪問型独自サービス/311日割		823単位	日割りの場合	27単位	27	1日につき
A2	1231	訪問型独自サービス/312		(2) 1週に2回程度の場合	2349単位 × 70% = 1644単位	1,644	1月につき	
A2	2231	訪問型独自サービス/312日割		1,644単位	日割りの場合	54単位	54	1日につき
A2	1341	訪問型独自サービス/313		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3727単位 × 70% = 2609単位	2,609	1月につき	
A2	2341	訪問型独自サービス/313日割		2,609単位	日割りの場合	86単位	86	1日につき
A2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		8単位減算	-8	1月につき
A2	C240	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/311日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/312		(2) 1週に2回程度の場合		16単位減算	-16	1月につき
A2	C233	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/312日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/313		(3) 1週に2回を超える程度の場合		26単位減算	-26	1月につき
A2	C235	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/313日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算/3	ロ 初回加算			200単位加算	200	
A2	4023	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ/3	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき	
A2	4022	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ/3		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6122	訪問型独自サービス口腔連携強化加算/3	ニ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1)	所定単位数の221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (2)	所定単位数の208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (3)	所定単位数の200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (4)	所定単位数の187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (5)	所定単位数の184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (6)	所定単位数の163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (7)	所定単位数の163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (8)	所定単位数の158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (9)	所定単位数の142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (10)	所定単位数の139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (11)		所定単位数の121/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (12)		所定単位数の118/1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (13)		所定単位数の100/1000 加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (14)	所定単位数の 76/1000 加算				
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算			
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算			
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算			

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員等処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」、「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 ※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで使用するサービスコードのため、サービスコードは共通となります

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

小樽市共生型訪問型サービス(独自)サービスコード表 (小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱訪問型サービス費(2)の(3)重度訪問介護事業者等が行う場合×93%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A2 1141	訪問型独自サービス/411	(1) 1週に1回程度の場合 1,094単位	1176単位 × 93% = 1094単位	1,094 1月につき
A2 2141	訪問型独自サービス/411日割	日割りの場合	36単位	36 1日につき
A2 1241	訪問型独自サービス/412	(2) 1週に2回程度の場合 2,185単位	2349単位 × 93% = 2185単位	2,185 1月につき
A2 2241	訪問型独自サービス/412日割	日割りの場合	72単位	72 1日につき
A2 1351	訪問型独自サービス/413	(3) 1週に2回を超える程度 の場合 3,466単位	3727単位 × 93% = 3466単位	3,466 1月につき
A2 2351	訪問型独自サービス/413日割	日割りの場合	114単位	114 1日につき
A2 C241	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/411	(1) 1週に1回程度の場合	11単位減算	-11 1月につき
A2 C250	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/411日割	日割りの場合	1単位減算	-1 1日につき
A2 C242	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/412	(2) 1週に2回程度の場合	21単位減算	-21 1月につき
A2 C243	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/412日割	日割りの場合	1単位減算	-1 1日につき
A2 C244	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/413	(3) 1週に2回を超える程度 の場合	34単位減算	-34 1月につき
A2 C245	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/413日割	日割りの場合	1単位減算	-1 1日につき
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2 4031	訪問型独自サービス初回加算/4	ロ 初回加算	200単位加算	200
A2 4033	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ/4	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100 1月につき
A2 4032	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ/4		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2 6132	訪問型独自口腔連携強化加算/4	ニ 口腔連携強化加算	50単位加算	50 月1回限度
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の245/1000 加算	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の224/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の182/1000 加算	
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の145/1000 加算	
A2 6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1) 所定単位数の221/1000 加算	
A2 6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (2) 所定単位数の208/1000 加算	
A2 6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (3) 所定単位数の200/1000 加算	
A2 6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (4) 所定単位数の187/1000 加算	
A2 6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (5) 所定単位数の184/1000 加算	
A2 6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (6) 所定単位数の163/1000 加算	
A2 6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (7) 所定単位数の163/1000 加算	
A2 6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (8) 所定単位数の158/1000 加算	
A2 6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (9) 所定単位数の142/1000 加算	
A2 6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (10) 所定単位数の139/1000 加算	
A2 6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (11) 所定単位数の121/1000 加算	
A2 6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (12) 所定単位数の118/1000 加算	
A2 6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (13) 所定単位数の100/1000 加算	
A2 6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (14) 所定単位数の 76/1000 加算	
A2 6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算	
A2 6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算	
A2 6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算	

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」、「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 ※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで使用するサービスコードのため、サービスコードは共通となります

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

小樽市共生型通所型サービス(独自)サービスコード表(小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱通所型サービス費(2)の(1)指定居宅介護事業所が行う場合×93%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A6 1311	通所型独自サービス/311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)1,672単位	1,672	1月につき	
A6 1312	通所型独自サービス/311日割		日割の場合 55単位	55	1日につき	
A6 1321	通所型独自サービス/312		事業対象者・要支援2(週2回程度利用) 3,368単位	3,368	3,368	1月につき
A6 1322	通所型独自サービス/312日割		日割の場合 111単位	111	1日につき	
A6 C231	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	17単位減算	-17	1月につき
A6 C232	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/311日割		日割の場合 1単位減算	-1	1日につき	
A6 C233	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/312		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	33単位減算	-33	1月につき
A6 C234	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/312日割		日割の場合 1単位減算	-1	1日につき	
A6 D231	通所型独自業務継続計画未策定減算/311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	17単位減算	-17	1月につき
A6 D232	通所型独自業務継続計画未策定減算/311日割		日割の場合 1単位減算	-1	1日につき	
A6 D233	通所型独自業務継続計画未策定減算/312		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	33単位減算	-33	1月につき
A6 D234	通所型独自業務継続計画未策定減算/312日割		日割の場合 1単位減算	-1	1日につき	
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき	
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	1日につき	
A6 6135	通所型独自サービス同一建物減算/31	事業所と同一の建物に居住する又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	376単位減算	-376
A6 6136	通所型独自サービス同一建物減算/32		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	752単位減算	-752	1月につき
A6 5632	通所型独自送迎減算/3	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき
A6 5030	通所型独自生活向上グループ活動加算/3	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6 6139	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/3	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6 6130	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/3	栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A6 5023	通所型独自サービス栄養改善加算/3	栄養改善加算		200単位加算	200	
A6 5024	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ/3	口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6 5031	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ/3		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6 6330	通所型独自一体的サービス提供加算/3	一体的サービス強化加算		480単位加算	480	
A6 6031	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/31	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	88単位加算	88
A6 6032	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/32		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	176単位加算	176
A6 6137	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/31		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	72単位加算	72
A6 6138	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/32		(4)サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	144単位加算	144
A6 6133	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/31			24単位加算	24	
A6 6134	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/32			48単位加算	48	
A6 4021	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/3	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(3)月に1回を限度)	100単位加算	100
A6 4022	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/3		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200
A6 6220	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/3	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(6)月に1回を限度)	20単位加算	20
A6 6221	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/3		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(6)月に1回を限度)	5単位加算	5
A6 6331	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/3	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ラ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000加算		
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000加算		
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000加算		
A6 6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000加算		
A6 6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1)	所定単位数の81/1000加算	
A6 6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (2)	所定単位数の76/1000加算		
A6 6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (3)	所定単位数の79/1000加算		
A6 6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (4)	所定単位数の74/1000加算		
A6 6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (5)	所定単位数の65/1000加算		
A6 6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (6)	所定単位数の63/1000加算		
A6 6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (7)	所定単位数の56/1000加算		
A6 6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (8)	所定単位数の69/1000加算		
A6 6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (9)	所定単位数の54/1000加算		
A6 6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (10)	所定単位数の45/1000加算		
A6 6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (11)	所定単位数の53/1000加算			
A6 6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (12)	所定単位数の43/1000加算			
A6 6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (13)	所定単位数の44/1000加算			
A6 6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (14)	所定単位数の33/1000加算			
A6 6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算		
A6 6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算		
A6 6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000加算		

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A6 8007	通所型独自サービス/311・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1,672単位	1,170	1月につき
A6 8008	通所型独自サービス/311日割・定超			55単位		
A6 8017	通所型独自サービス/312・定超		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,368単位	2,358	1月につき
A6 8018	通所型独自サービス/312日割・定超			111単位		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A6 9007	通所型独自サービス/311・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1,672単位	1,170	1月につき
A6 9008	通所型独自サービス/311日割・欠			55単位		
A6 9017	通所型独自サービス/312・欠		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,368単位	2,358	1月につき
A6 9018	通所型独自サービス/312日割・欠			111単位		

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、

「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は通所型サービスのすべてのパターンで使用されるサービスコードのため、サービスコードは共通となります

小樽市共生型通所型サービス(独自)サービスコード表(小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱通所型サービス費(2)の(2)自立訓練事業所が行う場合×95%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位			
種類	項目							
A6 1411	通所型独自サービス/411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)1,708単位	1,708単位	1,708			
A6 1412	通所型独自サービス/411日割		日割の場合	56単位	56			
A6 1421	通所型独自サービス/412		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)3,440単位	3,440単位	3,440			
A6 1422	通所型独自サービス/412日割		日割の場合	113単位	113			
A6 C241	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)17単位	17単位減算	-17			
A6 C242	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/411日割		日割の場合	1単位減算	-1			
A6 C243	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/412		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)34単位	34単位減算	-34			
A6 C244	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/412日割		日割の場合	1単位減算	-1			
A6 D241	通所型独自業務継続計画未策定減算/411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)17単位	17単位減算	-17			
A6 D242	通所型独自業務継続計画未策定減算/411日割		日割の場合	1単位減算	-1			
A6 D243	通所型独自業務継続計画未策定減算/412		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)34単位	34単位減算	-34			
A6 D244	通所型独自業務継続計画未策定減算/412日割		日割の場合	1単位減算	-1			
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき			
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	1月につき			
A6 6145	通所型独自サービス同一建物減算/41	事業所と同一の建物に居住する又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	376単位減算	-376		
A6 6146	通所型独自サービス同一建物減算/42			事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	752単位減算	-752		
A6 5642	通所型独自送迎減算/4	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47			
A6 5040	通所型独自生活上グループ活動加算/4	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100			
A6 6149	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/4	ハ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240			
A6 6140	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/4	ニ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50			
A6 5033	通所型独自サービス栄養改善加算/4	ホ 栄養改善加算		200単位加算	200			
A6 5034	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ/4	ヘ 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150			
A6 5041	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ/4			(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6 6340	通所型独自一体的サービス提供加算/4	ト 一体的サービス強化加算		480単位加算	480			
A6 6041	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/41	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	88単位加算	88		
A6 6042	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/42			事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	176単位加算	176		
A6 6147	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/41			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	72単位加算	72	
A6 6148	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/42			事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	144単位加算	144		
A6 6143	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/41			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	24単位加算	24	
A6 6144	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/42		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	48単位加算	48			
A6 4031	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/4	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(3)月に1回を限度)	100単位加算	100		
A6 4032	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/4			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A6 6230	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/4	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20			
A6 6231	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/4			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5		
A6 6341	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/4	ル 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40			
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000加算				
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の96/1000加算			
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000加算			
A6 6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000加算			
A6 6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の81/1000加算		
A6 6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2					(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の76/1000加算	
A6 6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3					(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の79/1000加算	
A6 6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4					(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の74/1000加算	
A6 6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5					(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の65/1000加算	
A6 6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6					(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の63/1000加算	
A6 6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7					(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の56/1000加算	
A6 6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8					(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の69/1000加算	
A6 6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9					(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の54/1000加算	
A6 6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10					(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の45/1000加算	
A6 6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の53/1000加算					
A6 6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の43/1000加算					
A6 6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の44/1000加算					
A6 6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の33/1000加算					
A6 6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算				
A6 6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算			
A6 6114	通所型サービスベースアップ等支援加算				所定単位数の11/1000加算			

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目				
A6 8021	通所型独自サービス/411・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1,708単位	1,196
A6 8022	通所型独自サービス/411日割・定超			56単位	39
A6 8031	通所型独自サービス/412・定超			3,440単位	2,408
A6 8032	通所型独自サービス/412日割・定超			113単位	79

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目				
A6 9021	通所型独自サービス/411・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1,708単位	1,196
A6 9022	通所型独自サービス/411日割・欠			56単位	39
A6 9031	通所型独自サービス/412・欠			3,440単位	2,408
A6 9032	通所型独自サービス/412日割・欠			113単位	79

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、

「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は通所型サービスのすべてのパターンで使用されるサービスコードのため、サービスコードは共通となります

小樽市共生型通所型サービス(独自)サービスコード表(小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱通所型サービス費(2)の(3)児童発達支援、放課後デイが行う場合×90%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A6 1511	通所型独自サービス/511	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)1,618単位	1,618	1.618	
A6 1512	通所型独自サービス/511日割		日割の場合	53	53	
A6 1521	通所型独自サービス/512		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)3,259単位	3,259	3.259	
A6 1522	通所型独自サービス/512日割		日割の場合	107	107	
A6 C251	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/511	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	16	-16	
A6 C252	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/511日割		日割の場合	1	-1	
A6 C253	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/512		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	32	-32	
A6 C254	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/512日割		日割の場合	1	-1	
A6 D251	通所型独自業務継続計画未策定減算/511	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	16	-16	
A6 D252	通所型独自業務継続計画未策定減算/511日割		日割の場合	1	-1	
A6 D253	通所型独自業務継続計画未策定減算/512		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	32	-32	
A6 D254	通所型独自業務継続計画未策定減算/512日割		日割の場合	1	-1	
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1	
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	1	
A6 6155	通所型独自サービス同一建物減算/51	事業所と同一の建物に居住する又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	376	
A6 6156	通所型独自サービス同一建物減算/52		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	752	-752	
A6 5652	通所型独自送迎減算/5	事業所が送迎を行わない場合		47	-47	
A6 5050	通所型独自生活上グループ活動加算/5	生活機能向上グループ活動加算		100	100	
A6 6159	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/5	若年性認知症利用者受入加算		240	240	
A6 6150	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/5	栄養アセスメント加算		50	50	
A6 5043	通所型独自サービス栄養改善加算/5	栄養改善加算		200	200	
A6 5044	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ/5	口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	150	
A6 5051	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ/5		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	160	
A6 6350	通所型独自一体的サービス提供加算/5	ト 一体的サービス強化加算		480	480	
A6 6051	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/51	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	88	
A6 6052	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/52		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	176	176	
A6 6157	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/51		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	72	72
A6 6158	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/52		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	144	144	
A6 6153	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/51	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	24	24	
A6 6154	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/52		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	48	48	
A6 4041	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/5	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100	100	
A6 4042	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/5		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	200	
A6 6240	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/5	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20	20	
A6 6241	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/5		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5	5	
A6 6351	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/5	ル 科学的介護推進体制加算		40	40	
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ラ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000加算		
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000加算		
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000加算		
A6 6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000加算		
A6 6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の81/1000加算		
A6 6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の76/1000加算			
A6 6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の79/1000加算			
A6 6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の74/1000加算			
A6 6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の65/1000加算			
A6 6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の63/1000加算			
A6 6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の56/1000加算			
A6 6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の69/1000加算			
A6 6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の54/1000加算			
A6 6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の45/1000加算			
A6 6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の53/1000加算				
A6 6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の43/1000加算				
A6 6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の44/1000加算				
A6 6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の33/1000加算				
A6 6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算		
A6 6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算		
A6 6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	カ 介護職員等ベースアップ等支援加算		11	11	

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目				
A6 8024	通所型独自サービス/511・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1,618	1.133
A6 8025	通所型独自サービス/511日割・定超			53	37
A6 8034	通所型独自サービス/512・定超		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,259	2.281
A6 8035	通所型独自サービス/512日割・定超			107	75

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目				
A6 9024	通所型独自サービス/511・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1,618	1.133
A6 9025	通所型独自サービス/511日割・欠			53	37
A6 9034	通所型独自サービス/512・欠		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,259	2.281
A6 9035	通所型独自サービス/512日割・欠			107	75

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、

「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は通所型サービスのすべてのパターンで使用されるサービスコードのため、サービスコードは共通となります